

学級編制の仕組みと運用について(義務)

○学級編制の標準

<小・中学校>		
	小学校	中学校
同学年の児童で編制する学級	35人(1年生) 40人(2～6年生)	40人
複式学級(2個学年)	16人 (1年生を含む場合8人)	8人
特別支援学級	8人	8人
<特別支援学校(小・中学部)>		
	6人(重複障害 3人)	

《参考》
 ○小学校設置基準(文部科学省令)
 (一学級の児童数)
 第四条 一学級の児童数は、法令に特別の定めがある場合を除き、四十人以下とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

(学級の編制)
 第五条 小学校の学級は、同学年の児童で編制するものとする。ただし、特別の事情があるときは、数学年の児童を一学級に編制することができる。

○学級編制の考え方

原則として、学級は同学年の児童生徒で編制するもの。ただし、児童生徒数が著しく少ないか、その他特別の事情がある場合においては、数学年の児童生徒を1学級に編制することができる。学級編制の標準は、1学級あたりの人数の上限を示したもの。したがって、各学年ごとの児童生徒数を標準の人数で除して得た数(1未満の端数切り上げ)が当該学年の学級数になる。

(例) 35人の学年 → 1学級 [35人]
 65人の学年 → 2学級 [32人、33人]
 122人の学年 → 4学級 [30人、30人、31人、31人]